

# 2026年度 西高生活の心得

以下の点に注意して学校生活を送ってください。

## 1 服装・身だしなみ

(ア)本校の制服は学校指定の次のものとする。

### ● 標準服

(入学式、卒業式、写真撮影時、3年は①か②、1・2年は③の標準服を必ず着用する。)

- ①詰襟学生服上下 校章入りボタン付き (学年色の校章を付ける)・・・3年のみ  
長袖白カッターシャツ (左袖に校名イニシャル入り)・・・3年のみ
- ②セミダブル型スーツ (学年色の校章を付ける) 3年のみ  
長袖ブラウス・・・3年のみ  
冬用スカート・スラックス・・・3年のみ  
ベスト (希望者)・・・3年のみ  
シルバーのリボン (ダブル蝶タイ・リボン蝶タイから選択可) ・シルバーのネクタイ・・・2・3年のみ
- ③鉄紺ブレザー上下 (冬用昼夜柄ズボン・冬用スラックス・昼夜柄スカート)  
長袖水色カッターシャツ (左袖に校名イニシャル入り)  
チェックリボン・ネクタイ

\*以下の制服等は希望購入とし、標準服指定日以外で着用可とする。

グレーブレザー (7月以降で注文可)

チェックスカート通年 (1年生は注文後5月下旬頃届く予定)

ピンクリボン・ネクタイ

半袖カッターシャツ (左袖に校名イニシャル入り)・・・3年のみ

半袖・長袖オーバーブラウス・・・3年のみ

半袖ポロシャツ紺・水色 (左袖に校名イニシャル入り) (1年生は注文後5月下旬頃届く予定)

夏用スカート (裾に校名イニシャル入り)・・・3年のみ

夏用スラックス・・・3年のみ

夏用昼夜柄ズボン・スラックス

(イ)校内活動時の身だしなみ

- 原則として制服で活動すること。但し、西高ジャージの上又は無地の黒色か紺色のベスト・カーデガンやVネックセーターでの校内活動を認める。

(ウ) その他の身だしなみについて

- カッターシャツやブラウスの下には無地で派手でないものを着用する。
- 学生服の着用時は、ボタンを外さず、必ず白のカッターシャツも着用し裾を出さない。
- 冬服のブラウス・ブレザー着用時にはボタンを外さず、常にリボン又はネクタイをつける。
- 冬の制服の中に着る防寒着は無地の黒色か紺色のベスト・カーデガンやVネックセーターを着用する。
- 靴下は、黒・紺・白・グレーを基調とした派手でないものを着用する。
- ピアス、ネックレス等の装飾品をしない。(透明ピアスもしない)
- 頭髪においてパーマ、巻き髪、エクステンション、奇抜な髪型にはしない。
- 頭髪の染色、脱色は認めない。縮毛矯正やアイロン使用による変色も状況により指導の対象となる。
- スカート丈は膝の中心とし、折ったりベルトを使用し短く履かない。
- 化粧 (色付きリップ含)、つけまつげ、マニキュア、カラーコンタクト等は認めない。
- ルーズソックスやレッグウォーマーは着用しない。

## 2 登下校時

- 平日、休日問わず、原則として制服を着用する。靴は指定しないがサンダル登校は認めない。
- 電車通学、自転車通学ともに交通ルールとマナーを守って登下校する。
- 車での送迎は禁止とする。けが等で送迎が必要な場合は学校に連絡をすること。
- 電動キックボードでの登下校は認めない。
- 登下校時の防寒着は規定しないが、**冬服着用の上で防寒着を着用すること。**

## 3 欠席・遅刻・早退

- やむを得ず遅刻、欠席をする場合は8:20までに学校へ連絡する。(保護者からの連絡を原則とする)
- 遅刻した場合は、登校したら教室へは行かず、直接職員室へ行く。遅刻カードに必要事項を記入し、生徒指導部の先生からサインをもらう。理由・回数に応じて指導を受ける場合がある。
- 早退する場合は、担任の許可を受ける。帰宅後すぐに、学校へ到着の連絡をする。

欠席、遅刻、早退をしないよう、規則正しい生活を心がける。これらの回数は進路の決定に影響を及ぼすことがあるため安易な欠席、遅刻、早退をしない。遅刻の回数 (3・5・10・15回) に応じて指導がある。

## 4 所持品

- カバン等は、実用的な物を使用する。
- 学習、部活動等に必要な物以外（ゲーム機、カードゲーム等）は持参しない。
- **ロッカーに鍵ができるようにナンバー式の南京錠を準備し、貴重品・スマートフォン・携帯電話・タブレットは終日ロッカーで保管する。不必要な貴重品や多額の金銭は持参しない。**
- **スマートフォン・携帯電話は、家庭への連絡のために持ち込みを許可する。ただし、朝の ST から帰りの ST までは電源を切ってロッカーに入れておくこと。敷地内でのゲームや、私的な動画視聴、写真・動画の撮影は時間を問わず教員の許可がなければ認めない。**

## 5 自転車通学

- 自転車通学は許可制とする。
- 自転車点検を受け、登録ステッカーを見える場所に貼った自転車で通学する。
- 自転車置き場は、学年所定の位置に駐輪する。
- 自転車に乗車する際は、頭部保護の観点からヘルメットを着用することが望ましい。（愛知県の条例では、ヘルメットの着用が努力義務とされている）
- 交通法規、交通マナーを守る。**ながらスマホ**、一時停止無視、スピードの出しすぎ、並進、二人乗り、イヤホンをつけての走行、無灯火運転をしない。歩道は歩行者が優先で徐行運転をする。
- 雨天時は雨合羽を着用する。
- 自転車を買換えたり、通学方法を変更した場合は指導部に届け出る。

ルールを守らない場合は、自転車通学の許可を取り消すこともある。

## 6 その他の注意事項

- アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等でやむを得ずアルバイトを希望する場合は、必ず担任と相談した上で生徒指導部に申し出る。
- オートバイ等に乗ったり、乗せてもらったり、購入したりしない。また、免許を取得しない。
- 外泊する場合は必ず保護者の許可をもらうこと。
- 飲酒・喫煙の禁止はもちろん、家族以外との飲酒や喫煙の場に同席した場合、状況によっては指導となるので気を付けること。
- スマートフォン・携帯電話等を利用して他人（仲の良い友人も含む）を誹謗中傷する文章や写真等をインターネット上に絶対に載せない。他人が写っている写真や動画を、無断で載せない。情報をネット上に載せる行為は、大変危険であると自覚する。

## 7 諸届け

- 盗難・紛失届  
学校内で盗難、紛失があった場合、担任に申し出て事情を説明し、「盗難・紛失届」を提出する。
- 早退届  
早退するときには担任に申し出て「早退届」を提出する。
- 破損届  
ガラスなど学校の施設、設備を破損した場合、すぐに担任に申し出て指示を受ける。「破損届」を記入し、担任に提出する。破損時の状況によっては修理費用を本人が負担することもある。
- 交通事故報告書  
交通事故に遭った場合、けが等がないような時でも、その場から立ち去らず下記の手順で対応する。  
① 110番通報をする。  
② 保護者・学校に連絡し状況を説明する。  
③ 相手の連絡先を聞く。  
④ 登校後、「交通事故報告書」を記入する。
- 住所変更届  
住所が変更になった場合、担任に申し出て、「住所変更届」を提出する。
- 学割願  
学割が必要な場合は**指導部**に申し出て「学割願」を提出する。尚、学割の発行には1週間程度かかるため早めに届け出る。
- 生徒証再発行願  
生徒証を紛失したときは、担任に申し出て、「再発行願」を提出する。

## 生徒心得の改正及び一部廃止の手続きについて

- 1 改正又は廃止の議論にあたっては、「教育目標」「スクールポリシー」「努力目標」に基づくこととする。
- 2 生徒会執行部は、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒心得の改正及び一部廃止を求めることができる。
- 3 校長は、前項の規定に基づく求めがあった時、又は生徒心得の見直しが必要となった時は、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、運営委員会や職員会議、生徒議会、PTA委員会、学校評議員会等でその内容について議論するものとする。
- 4 校長は、運営委員会や職員会議、生徒議会、PTA委員会、学校評議員会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正又は一部廃止について決定するものとする。
- 5 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。